

## 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律関係省令の一部改正等について

平成 27 年 7 月  
廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

### 1. 背景

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）については、中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会の下での合同会合（以下単に「合同会合」という。）において、平成 25 年 3 月から食品リサイクル法の施行状況に関する評価・検討の審議が行われ、昨年 10 月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（中央環境審議会意見具申）が取りまとめられた。

また、昨年 9 月に環境大臣から中央環境審議会に諮問した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について」の審議が合同会合において行われ、本年 4 月に中央環境審議会から環境大臣に答申がなされた。

上記意見具申及び答申を踏まえ、食品リサイクル法関係省令の一部改正等を行うもの。

### 2. 省令・告示の概要

#### ①食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

食品関連事業者が取り組むべき措置等として、以下の内容を追加する。

- ・食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等飼料化及び肥料化以外の再生利用の順とすること。
- ・食品循環資源に由来するペットフード（愛がん動物用飼料）を製造する際の基準として、ペットフード安全法に基づく基準及び規格に適合させること。

#### ②食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

地域における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量をよりきめ細かく把握するため、食品廃棄物等多量発生事業者からの定期の報告について、食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量が都道府県別にも報告する項目を追加する。

一方、事業者の事務負担を考慮し、過去の当該報告を通じて把握が可能な項目等について報告の内容を合理化する。

#### ③食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品リサイクル法第 11 条の登録を受けた再生利用事業者（以下「登録再生利用事業者」という。）による廃棄物の不適正処理事案が発生したことを踏まえ、登録に際して過去一年以上の食品リサイクル飼料・肥料の製造・販売の実績を求めるよう、再生利用事業者の登録の基準を追加する。

④食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する告示

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年省令第4号）第3条第2項の規定に基づき、主務大臣は食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値（基準発生原単位）が、現在食品関連事業者26業種について定められている。

今般、平成24年度の定期報告のデータを踏まえ、新たに以下の5業種について、発生抑制の目標値（基準発生原単位）を設定し、目標期間を施行の日から平成32年3月までとする。

業種	目標値
その他の畜産食料品製造業	501kg/t
食酢製造業	252kg/百万円
菓子製造業	249kg/百万円
清涼飲料製造業(茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t
給食事業	332kg/百万円

⑤食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（告示）

現在の基本方針（平成19年11月策定）を基に、中央環境審議会の答申を踏まえ、主に以下の事項を追加・変更した新たな基本方針を策定する。

・食品関連事業者の業種ごとの再生利用等実施率について、平成31年度までの目標を設定（食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%）。

※現在の目標値：食品製造業85%、食品卸売業70%、食品小売業45%、外食産業40%

・食品廃棄物等の発生抑制について、国が食品ロスの発生状況を把握し、取組の効果を数値化するとともに、関係者が連携して食品ロス削減に努める旨を明示。

・食品廃棄物等の発生抑制の目標値に基づく業種別の取組を促進する旨、また目標値が設定されていない業種について目標値の設定等を引き続き検討する旨を明示。

・関係者のマッチングの強化によるリサイクルループの形成促進に努める旨を明示。

・地域の実情に応じて食品循環資源の再生利用等の取組が促進されるよう、市町村が食品リサイクルの実施を一般廃棄物処理計画に位置付けるよう努める旨明示。等

3. 公布、施行日

公 布 平成27年7月31日

施 行 ①、②、④及び⑤について 公布の日

③について 平成27年9月1日